

各 所 属 所 長 様
厚 生 会 係

一般財団法人 兵庫県学校厚生会 理事長

1月のお知らせ（通知）Web

「リフォーム貸付」「自動車貸付」の貸付条件の変更について

「リフォーム貸付」「自動車貸付」について、貸付条件にかかる親族の定義を以下のとおり変更します。

(1) 変更内容

貸付名	現行	変更後
「リフォーム貸付」 「自動車貸付」	直系2親等以内の親族	2親等以内の親族

(2) 変更時期 2025年1月1日

※2025年1月9日受付分（1月20日送金）より

「兵庫県学校厚生会貸付金取扱細則」の一部改正について

「リフォーム貸付」「自動車貸付」の貸付条件変更に伴い、兵庫県学校厚生会貸付金取扱細則の一部を次のとおり改正しました。

[新旧対照表]

兵庫県学校厚生会貸付金取扱細則

旧	新
(貸付金の種類) 第3条 貸付金の種類は次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 一般貸付（元利均等払） ア 普通貸付 会員が生活資金を必要とするとき。 (略) (2) 住宅貸付（元利均等払） ア 一般住宅貸付 会員が自己の居住の… 貸付を受けその残金を返済する資金 (略) カ リフォーム貸付（元利均等払） 会員が自己又はその親族（同居、別居を問わず直系2親等以内）の居住の用に供するための建物のリフォーム資金 (略) (4) 自動車貸付（元利均等払） 会員又は会員の配偶者及び直系2親等以内の親族が… 貸付を受けその残金を返済する費用	(貸付金の種類) 第3条 貸付金の種類は次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 一般貸付（元利均等払） ア 普通貸付 会員が生活資金を必要とするとき。 (略) (2) 住宅貸付（元利均等払） ア 一般住宅貸付 会員が自己の居住の… 貸付を受けその残金を返済する資金 (略) カ リフォーム貸付（元利均等払） 会員が自己又はその親族（同居、別居を問わず2親等以内）の居住の用に供するための建物のリフォーム資金 (略) (4) 自動車貸付（元利均等払） 会員又は会員の配偶者及び2親等以内の親族が… 貸付を受けその残金を返済する費用
	附 則 1 この細則は、2025年1月1日から施行する。

〔問合せ先〕 貸付係 ☎078-331-9974